



(総則)

第1条 受注者は別冊仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の履行場所及び期間において、発注者の指定する職員（以下「監督職員」という。）の発行する業務指示書により頭書の期間内に指示する業務（以下「業務」という。）を完了させなければならない。

(権利義務の譲渡)

第2条 受注者は、この契約により生じる権利若しくは義務はこれを第三者に譲り渡し又は承継させてはならない。

ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(委任又は下請負の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。

(監督職員)

第4条 発注者は、受注者の業務の施行について、監督を行う監督職員の役職氏名等を受注者に通知するものとする。

2 監督職員は、他の条項に定めるもののほか、仕様書に定められた事項の範囲内において、受注者に対し契約の履行についての指示・承諾又は協議を行うものとする。

(業務管理責任者)

第5条 受注者は、業務管理責任者を定め、あらかじめ発注者に通知するものとする。

2 受注者又は業務管理責任者は、監督職員の監督又は指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

(業務管理責任者等に対する異議)

第6条 発注者又は監督職員は、業務管理責任者等受注者の使用人について業務の施行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(貸与品)

第7条 発注者から受注者への貸与品の品名、数量、規格及び引渡し場所は、仕様書に記載したところによるものとし、その引渡し時期は、監督職員が業務を指示したときとする。

2 監督職員は、貸与品を受注者の立ち会いのもとに検査して引渡しをするものとし、受注者は引渡しを受けたときは遅滞なく、発注者又は発注者の指定する職員に借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、業務が完了したときは、直ちに仕様書に定められた場所において、貸与品を発注者又は発注者の指定する職員に返還しなければならない。

4 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

5 受注者の故意又は過失によって貸与品が滅失し、若しくはき損又はその返還が不可能になったときは、受注者は発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し若しくはその損害を賠償しなければならない。

(仕様書不適合の場合の義務)

第8条 受注者は、業務内容が仕様書に適合しない場合において、監督職員が再業務を請求した場合は、これに従わなければならない。この場合においては、受注者は再業務の請負代金額を請求することができない。

(仕様の変更)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様の変更内容を受注者に通知して、仕様を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第10条 受注者は、天候の不良等その責に帰することができない事由、その他正当な事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。その延長日数は、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価の変動)

第11条 発注者又は受注者は、履行期間内に賃金又は物価の著しい変動により契約単価が著しく不相当となったときは相手方と協議のうえ契約単価を変更することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担において賠償するものとする。  
ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合においては発注者の負担とする。

(検査)

第13条 受注者は、指示された業務が完了したときは、監督職員に業務完了報告書を提出しなければならない。  
2 監督職員が、受注者から前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に発注者の検査を行う者として定めた職員により当該業務について検査を行わなければならない。  
3 前項の検査の結果、不合格となり手直しを命じられたときは、受注者は遅滞なくその手直しを行い監督職員に手直し完了報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合における再検査は、前項の規定に準じて行うものとする。

(請負代金の支払い)

第14条 受注者は、前条の検査に合格したときは、所定の手続に従って請負代金額を請求するものとする。  
2 発注者は、前項による適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(複数年度にわたる契約の特則)

第14条の2 複数年度にわたる契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和 4年度	円
令和 5年度	円
令和 6年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。
- |        |   |
|--------|---|
| 令和 4年度 | 円 |
| 令和 5年度 | 円 |
| 令和 6年度 | 円 |
- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(履行遅滞の場合における損害額)

第15条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあるときは、発注者は受注者から遅延利息を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の遅延利息の額は、契約金額に年3%の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により前条に規定する請負代金の支払いが遅れた場合には、受注者は発注者に対して年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不適合責任)

第16条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
  - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第17条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 業務管理責任者を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 八 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただ

し、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第9条の規定により業務内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第24条 この契約が解除された場合には、第1条に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する請負代金額（以下「既履行部分代金額」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分代金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第18条又は第19条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
    - 一 第18条又は第19条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
    - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
  - 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
    - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
    - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

（契約外の事項）

第 26 条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議してこれを定めるものとする。